

ご意見・ご要望		投稿日	平成26年10月30日
件名	障がい福祉サービス等の申請書類の改善について		
本文	<p>毎回、更新書類が届くたびにため息が出ます。書類が複雑ですべて記入するのが大変です。兄弟で障害者のため2度同じ書類記入が大変辛いです。更新書類なら以前記入した箇所が印字されていて、変更のみ赤線で訂正程度で良いかと思えます。</p> <p>障害福祉課なのに、まったく障害者とその家族に対して優しい事務処理ではありません。介護保険課、住民課は書類を確認してサインで終了です。いくら書類のフォームが国からの指定であっても、このフォームを読み取り、決められたマス内に印字するソフトも多数出回っています。それも何年経っても取り入れられていない。</p> <p>障害福祉課なら、いや、障害福祉課だからこそ、いち早く指紋認証などを取り入れて、当事者が各種申請に来てもすぐに身分確認が出来るようにすべきだとも感じています。</p> <p>手の不自由な人、知的障害者で文字の読み書きが困難な方、聴覚障害、視覚障害、車椅子など、さまざまなハンディを持っている方でも、自分で申請を行えるような、ユニバーサルな体制、自立支援の体制をもっと考えていただきたいと思えます。</p>		
回答		回答日	平成26年11月7日
担当部署	福祉部 長寿支援室 障害福祉課		
本文	<p>障がい福祉サービスの利用につきましては、家族などの申請に基づき利用をいただいておりますが、原則として、サービス利用者の誕生月に市の調査員が利用者の現況等を確認させていただくことになっておりますので、毎年、福祉サービスの変更の有無などを含め、更新の申請書類を提出していただいております。</p> <p>ご要望の更新書類につきましては、ご本人かご家族の方に記入をしていただくこととなりますが、障がい福祉サービスを利用している事業所などの相談員などに委任をすることも可能であります。</p> <p>さらに、平成27年度から全ての障がい福祉サービス利用者に対して、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成していただくことになっておりますので、相談支援専門員に委任することも可能であります。</p> <p>また、手の不自由な方など、お申し出があれば、障害福祉課の申請窓口において、職員が代筆することもできますのでご相談くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、指紋認証などによる本人確認システムにつきましては、現在のところ導入の予定はございませんが、より簡潔な更新申請手続きについて、今後検討してまいります。</p>		